ばならぬ。右翼の変更問題ある無産政党合同問題の如きも此の決定の上に立って、討議せらるべきである。

右の議案に対し、当日の常任中央執行委員会は万場一致其の主旨を[illegible]る事を確認し同時に之が一般公表をも承認した

然るに同日、同委員会に提出せられたる政治部の起草にかかる合同に関する声明書を討議するにあたって、右の決定を否認し或は相反する対立の個所を発見した

一、大衆的政党間の合同の可能性及び必要性は各政党の構成要素が各々、等しく、労働者、農民、小市民であると云ふ事実の上に其の基礎を置くのである。従って、各党の指導部の政治的見解と云ふ観点からは寧ろ、各党間には何等かの対立がある。然らば各派の合同を促進する為めには第一の点に重点を置て、従って、該問題に対する新党の声明書は此の点を特に強張すべきだ

二、左翼的乃至右翼的……云ふ如きは何等合同に関係がない。
しかも大衆党の指導者を社会民主主義者に属すると決定めて云々の点に至としては大衆党それ自体の問題でないと信ず。党内批判の自由とは、党員各自政治的、思想的研究上の自由、或のは党派[illegible]如何なる他の政治的組織にも加入し得ること自由の意味であって、無[illegible]各党内の批判の自由ではない。なぜなら合同後は[illegible]指針を保障することにはならない。
社会民主主義に対するの批判の自由は党員各自の問題である。我党[illegible]問題でなく、又問題とする事を許されない。
従って合同を当面の対象とする本常任中央委員会に於て、此の点を決議することは無意味である。

三、「労働農民党の政治的自由」のスローガンに対して我は独断手として[illegible]対する。我党は大衆的共同戦線党である。
労働者、農民の全ての勤労大衆の全体的大衆党に於ってはこれ断じて[illegible]し得るものではない。又労農大衆の日常の要求する[illegible]各階級の政治的には全階級大衆党によって実現さるる如き[illegible]では実現するものを確信する。又同時に[illegible]（[illegible]）題を国民とする意味に於て、これは問題ではないスローガンである。
[illegible]である。